

議案第11号

解約金の額の決定について（佐屋デイサービスセンター）

佐屋デイサービスセンターで使用している物品のリース契約を解除するにあたり、別紙のとおり解約金の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、契約解除に伴う解約金の額を決定する必要があるからである。

解約金の額の決定について

佐屋デイサービスセンターの事業を廃止するにあたり、デイサービスセンターで使用している物品のリース契約を解除し、これに係る解約金の額を下記のとおり決定する。

記

1 事件の概要

令和2年4月1日より佐屋デイサービスセンターのデイサービス事業を廃止するにあたり、入浴機器等のリース契約を解除する必要があり、当該契約の解除は、愛西市の都合によるものと認められるため、契約解除に伴う解約金を支払うものである。

2 相手方

名古屋市中区上前津二丁目4番5号
株式会社名古屋リース
代表取締役 小坂井 千春

3 契約の解除日

令和2年3月31日

4 解約金の額

金3,598,560円